

【脳原性運動機能障害用】

(注)この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用するものです。脳血管障害の後遺症(CVA)の場合は、【一般用】に記入してください。

(該当するものを○で囲むこと。)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

〈ひもむすびテスト結果〉

- 1度目の1分間 ____本
2度目の1分間 ____本
3度目の1分間 ____本
4度目の1分間 ____本
5度目の1分間 ____本
計 ____本

イ 一上肢機能障害(右・左)

〈5動作の能力テスト結果〉

- a 封筒をはさみで切る時に固定する (・可能 ・不可能)
b さいふからコインを出す (・可能 ・不可能)
c 傘をさす (・可能 ・不可能)
d 健側の爪を切る (・可能 ・不可能)
e 健側のそで口のボタンをとめる (・可能 ・不可能)

2 移動機能障害

〈下肢・体幹機能評価結果〉

- a つたい歩きをする (・可能 ・不可能)
b 支持なしで立位を保持しその後10m歩行する (・可能 ・不可能)
c 椅子から立ち上り10m歩行し再び椅子に座る (・可能 ____秒 ・不可能)
d 50cm幅の範囲内を直線歩行する (・可能 ・不可能)
e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上る (・可能 ・不可能)

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひもむすびテスト

5分間に事務用と同じひも(おおむね43cm規格のもの)を何本むすぶことができるかを検査するもの

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のように置き並べる。
② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。
(注) 上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。手を机の上に浮かして結ぶこと。
③ 結び目の位置は問わない。
④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
⑤ ひもは検査担当者が随時補充する。
⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。



イ 5動作の能力テスト

- 次の5動作の可否を検査するもの
a 封筒をはさみで切る時に固定する。患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上に乗せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。
b 財布からコインを出す。財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。
c 傘をさす。開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく座位のままでもよい。肩に担いではいけない。
d 健側の爪を切る。大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行う。
e 健側のそで口のボタンをとめる。のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

参考 障害程度等級表 (脳原性運動機能障害)

Table with 4 columns: 級別, 脳原性両上肢機能障害, 脳原性一上肢機能障害, 脳原性移動機能障害. It lists levels from 1 to 7 and a '備考' section.

様式 3

総括表

身体障害者診断書・意見書 (肢体不自由障害用)

- 注意1 障害名欄には、既に障害認定を受けている部位を含めて、現時点で障害のある部位及び程度を具体的に記入してください。
注意2 成年期以降の脳梗塞・脳血管障害に起因する障害については、【肢体不自由一般用】に記入のこと。乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害については、【脳原性運動機能障害用】に記入のこと。

Main form for the certificate, including fields for Name, Address, Disability Name, Cause, Date of Occurrence, and Medical Opinions.

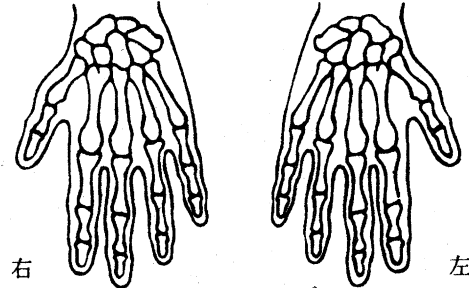
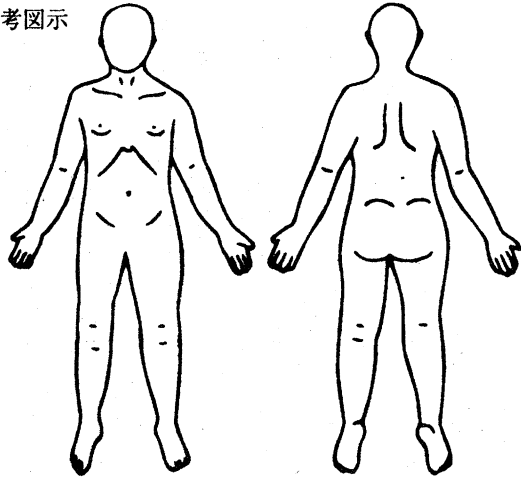
* 障害区分や等級決定のため、京都府又は京都府社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。

肢体不自由の状況及び所見『肢体不自由一般用』

⑧ 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記図示及び表に必要事項を記入すること。）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・振戦・運動失調・その他
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・あり

6 参考図示



四肢長等計測表
利き手を○で囲むこと。

	右	左
上肢長 cm ^{*1}		
下肢長 cm ^{*1}		
大腿長 cm ^{*1}		
下腿長 cm ^{*1}		
上腕周径 cm		
前腕周径 cm		
大腿周径 cm		
下腿周径 cm		
握力 kg ^{*2}		

(注)※1 切断の場合は、必ず記載すること。
※2 上肢の機能障害の場合は、必ず記載すること。

×変形 切離断 感覚障害 運動障害

計測法：

上肢長：肩峰 → 桡骨茎状突起 上腕周径：最大周径
 下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨) 内果 前腕周径：最大周径
 大腿長：坐骨結節 → 大腿骨下端 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径
 下腿長：脛骨上端 → (脛骨) 内果 (小児等の場合は別記)
 下腿周径：最大周径

⑨ 動作・活動

(注) 各欄に、○—自立 △—半介助 ×—全介助又は不能を記入すること。(※欄には数字を記入)
 ()の中のものを使う時は該当するものを○で囲むこと。

棚の上の物に手を伸ばす	右	靴下を履く [どのような姿勢でもよい]	
	左	寝返りをする	
かぶりシャツを着て脱ぐ		立位からいすに腰を下ろす (背もたれ無)	
ワイシャツを着てボタンをとめる		正座で座る (背もたれ、支え)	()分()秒
コップで水を飲む	右	横座りで座る (背もたれ、支え)	()分()秒
	左	あぐらで座る (背もたれ、支え)	()分()秒
顔を洗いタオルでふく		脚投げ出しで座る (背もたれ、支え)	()分()秒
ブラシで歯を磨く (自助具)	右	片脚で立つ	右 ()分()秒
	左		左 ()分()秒
タオルを絞る [水をきれ程度]		起立位を保つ (手すり、壁、つえ、松葉づえ)	()分()秒
背中を洗う		しゃがみこむ	
排せつの後始末をする		立ち上がる (手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)	
つまむ [新聞紙が引き抜かれない程度]	右	家の中の移動	
	左	(壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)	
握る [丸めた週刊誌が引き抜かれない程度]	右	二階までの階段を昇って降りる	昇
	左	(手すり、つえ、松葉づえ、義肢、装具)	降
はしで食事をする (スプーン、自助具)	右	屋外での移動	
	左	(つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)	()m
ズボンをはいて脱ぐ (自助具)		公共の乗物を利用する [タクシーを除く。]	

(注) 身体障害者福祉法の等級は機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので ()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

⑩ 関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (この表は障害のある部分についてもれなく記入すること。) ※制限が認められない場合あるいは測定不能の場合は、備考欄に明記すること。

筋力テスト 関節可動域 筋力テスト 関節可動域 筋力テスト

前後 体幹 左右

() 前屈 後屈 () 頸 () 左屈 右屈 ()

() 前屈 後屈 () 体幹 () 左屈 右屈 ()

右 上肢 左

() 屈曲 伸展 () 伸展 屈曲 ()

() 外転 内転 () 肩 () 内転 外転 ()

() 外旋 内旋 () () 内旋 外旋 ()

() 屈曲 伸展 () 肘 () 伸展 屈曲 ()

() 回外 回内 () 前腕 () 回内 回外 ()

() 掌屈 背屈 () 手 () 背屈 掌屈 ()

—〈MP〉—

() 屈曲 伸展 () 母 伸展 () 母 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 示 伸展 () 示 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 中 伸展 () 中 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 環 伸展 () 環 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 小 伸展 () 小 屈曲 ()

—〈PIP〉—

() 屈曲 伸展 () 近 伸展 () 近 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 位 伸展 () 位 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 指 伸展 () 指 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 節 伸展 () 節 屈曲 ()

() 屈曲 伸展 () 小 伸展 () 小 屈曲 ()

右 下肢 左

() 屈曲 伸展 () 伸展 屈曲 ()

() 外転 内転 () 股 () 内転 外転 ()

() 外旋 内旋 () () 内旋 外旋 ()

() 屈曲 伸展 () 膝 () 伸展 屈曲 ()

() 底屈 背屈 () 足 () 背屈 底屈 ()

⑪ 足趾の機能障害 (□にチェックを入れてください) □下駄、草履をはくことができない (右足趾・左足趾・両足趾) □特別な工夫をしなければ下駄、草履をはくことができない (両足趾の場合は7級)

備考

(注)

- 1 関節可動域は、他動的な可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、 \leftarrow のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に液線 () を引く。
- 4 筋力については、表 () 内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減 (筋力0、1、2該当)
△印は、筋力半減 (筋力3該当)
○印は、筋力正常又はやや減 (筋力4、5該当)
- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
- 6 「指を欠くもの」とは、母指についてはIP関節、その他の指についてはPIP以上を欠くものをいう。
- 7 「指の機能障害」とは、PIP関節以下の障害をいい、母指については対抗運動障害をも含むものとする。
- 8 DIPその他手指の対立内転等の表示は必要に応じて備考欄を用いる。
- 9 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展 \leftarrow 屈曲(△)